令和７年度

事　業　計　画　書

公益財団法人 大阪タクシーセンター

目　　次

Ⅰ　事業計画策定の基本方針 1
Ⅱ　公益目的事業 2
　1　適正化事業 2
　　⑴　指導業務 2
　　⑵　講習・研修 4
　　⑶　苦情及び遺失物調査 6
　　⑷　タクシー乗場の設置及び運営 7
　　⑸　調査及び広報 8
　　⑹　優良事業者等評価制度 9
　　⑺　優良運転者表彰 9
　2　登録事務等事業 10
　3　試験事務事業 11
Ⅲ　収益事業 12
　1　登録用写真事業 12
　2　教材等販売事業 12
　3　共同休憩所運営事業 13
　4　賃貸事業 13
　5　自動販売機による飲料等販売事業 13
Ⅳ　その他事業 14
　1　誘導案内整理事業 14
　2　適性診断事業 14
　3　インターナショナルビジターズタクシー事業 15
Ⅴ　組織と運営 16
　1　組織体制 16
　2　職員の健康管理 16
　3　職員の職務能力向上 16
　4　事業継続体制の確立、本部建物・設備の整備 16
　　⑴　事業継続計画(BCP)の策定 16
　　⑵　本部建物・設備の整備 16
　5　公認会計士等による監査 17
　6　公益法人法の改正 17

Ⅰ　事業計画策定の基本方針

令和７年度の公益財団法人大阪タクシーセンター（以下「センター」という）事業計画の基本方針は、センターの基本姿勢である中立・公平に基づき、適正化事業、運転者登録事務事業、試験事業の着実な推進とし、次によりタクシー利用者の利便の向上と社会の安定を維持するために不可欠なタクシー事業の健全な発展に努める。

○　令和５年度の新型コロナウイルス感染症の５類移行以降、徐々に人流が戻ってきた北新地地区やＪＲ大阪駅周辺をはじめとする最重点・重点指導場所などにおいて違法行為の発生状況に応じた指導員の固定配置による「見える街頭指導」や機動力を活かした遊撃街頭指導、さらに「2025 大阪・関西万博」開催に伴い限られた人力で効果的かつ弾力的な運用を図り変化する現場情勢に的確に対応した街頭指導活動を推進する。

○　「2025 大阪・関西万博」開催による訪日外国人をはじめ大阪に来られる旅行者の方々にストレスなくタクシーをご利用できるように、主要乗場の案内人配置や、運転者に対しては英語研修の実施など柔軟に対応した研修を推進する。

○　主要タクシー乗場に設置した、ライブカメラ映像を活用したタクシー利用者と運転者のマッチング効率を高める情報として提供することや、乗場の美装化も含め利用者利便を配慮した事業を推進する。

○　オンライン講習の導入、オンライン会議や帳票の電子化などＩＣＴを活用してＤＸを実現するための取り組みを推進する。

一方、センターの財政状況は従来から厳しい財政状況に加えコロナ禍の財政の悪化が回復せず依然厳しい状況にあることから、支出の見直しや職員の資質向上、業務環境の整備促進を図り、公益目的事業であるタクシー業務適正化特別措置法に定める各業務の実施機関として、中立性及び公平性を基本的な姿勢にタクシー事業の業務の適正化を図ることにより、輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的とする事業に取り組み、公益法人としての責任を全うするため的確な法人運営に努める。

Ⅱ　公益目的事業

1　適正化事業

⑴　指導業務

2025 大阪・関西万博(以下「万博」という)開催、訪日外国人の増加、日本版ライドシェアの運用、配車アプリの普及などタクシーを取り巻く環境は、大きく変化しようとしている。

日々変化する社会情勢に的確に対応し、安全・安心で快適な旅客輸送としてのタクシーの確立を目指し、指導業務を推進する。

これまでの北規制地区やＪＲ大阪駅周辺をはじめとする最重点・重点指導場所などに加えて、万博開催中における会場周辺、各ターミナル駅など違法行為の発生状況に応じた指導員の効果的かつ弾力的な運用を図り、変化する情勢に的確に対応すべく、現場に軸足をおいた防止活動と是正指導の両輪で街頭指導活動を推進する。

また、運輸局・支局、警察、業界団体と万博開催場所周辺での交通情勢、タクシー情勢などに応じて緊密に連携を図るとともに、これまでの合同・自主街頭指導を引き続き実施し、各団体等と連携した業務を推進する。

さらに、違法行為の多発や喫煙マナー、ゴミのポイ捨てなどの苦情に対しては、迅速に対応し、当該事業所への改善要請や事案に応じて指導員を現場派遣するとともに、輸送秩序確立連絡協議会（以下「一水会」という）での課題の情報共有、事業所訪問、センターホームページによる広報など、あらゆる機会を活用して改善を図り、効果的な指導業務を推進する。

⑺　万博開催など現場情勢に応じた街頭指導

夢洲で開催される万博では、周辺の脆弱な道路状況などから、渋滞や周辺での交通麻痺などこれまでに無い困難な交通情勢が予想される。

厳しい環境の中、タクシーの需要の増加が見込まれ、これまでに増して需給バランスの激変などから違法駐車や車両切れなどの発生が危惧される。

よって、期間中は、万博シフトを構築して日・祝日返上で指導活動を展開し、違法行為や苦情の多発場所を各団体等と調整の上、最重点或いは重点指導場所として選定し、情勢に応じた指導員の配置で運用する。

変化する情勢を見極め、違反行為が常態化した場所では制服姿の指導員を固定配置して防止に重点をおいた活動を実施し、悪質・危険な違反行為に対しては、機動力を活かした遊撃街頭指導を展開し是正指導を実施するなど、これまでより更に弾力的な運用で適正化のための街頭指導業務を推進する。

また、更なる「見える街頭活動」でタクシー運転者はもとより利用客等にも街頭活動の周知を図るなど効果的な運用に努め、「タクシー運転者等の違法行為に対する措置要綱」（平成 18 年近畿運輸局長通達。以下「措置要綱」という）に定められた不法駐停車等違法行為の防止及び是正指導を強化し、さらに、是正指導の都度、当該運転者の所属する事業所に対しては、運転者への指導教育を要請する。

⑴　関係機関等と連携した街頭指導

深夜の南・北規制地区周辺を最重点指導場所とし、二重駐車などの不法駐停車、不法乗

入、指定乗場外乗車の防止及び違法行為に対する指導を行うとともに、運輸局・支局、警察、業界団体と連携して、合同・自主街頭指導を協働して取り組み、一水会或いは業界主体の自主検討会において、改善のための情報発信、情報共有を密にして二重駐車など南北規制地区の問題解決を着実に推進する。

また、北新地周辺などを管轄する天満警察署とは、適正化に向けた連携を密にし同署の実施するタクシー交通事故防止啓発活動時においては、連動した街頭活動を実施する。

(ｳ) 苦情への的確な対応

タクシー運転者による不法駐停車や非衛生行為、喫煙マナー、ゴミのポイ捨てなどの苦情に対しては、当該事業所に改善要請を行うとともに、指導員を派遣するなど迅速・的確に対応し、また、一水会での苦情内容の伝達、改善要請やホームページの活用などで事業所へ周知徹底を図り、タクシー運転者のマナー向上など事業の適正化を推進する。

(ｴ) 指導員の安全・円滑な業務推進

活動的な制服への変更、猛暑・極寒対応の装備改善を行っており、夜間活動時のＬＥＤ夜光ベストの着用など各種資機材を活用し、受傷事故防止に万全を期すとともに、現場係長指揮の下、指導員間の現場での連携、報告連絡を徹底して安全で円滑な業務を推進する。

また、交通安全意識向上のため、ドライブレコーダーの映像記録の保存や随時の検証による適宜のチェックを行い、交通安全への取り組みを強化する。

(ｵ) 事業所訪問の実施

タクシー運転者の違法行為や苦情等の不適切行為に関して、職員を当該事業所に派遣して運転者への教育・指導要請を行うほか、研修の実施、苦情等の取扱いなど、センター業務についての意見交換を実施する。

⑵ 講習・研修

講習・研修については、近畿運輸局長の認定を受けた講習等を実施することによりタクシー運転者としての資質の向上、交通安全意識の高揚など、研修内容の更なる充実に努め、タクシー業界の発展に寄与する。

令和７年度においては、万博の開催によるタクシー需要の拡大による運転者の雇用拡大により受講者の増加が見込まれることから、令和６年度に引き続き臨時の新規講習やバリアフリー研修を実施するなど柔軟に対応する。

(ｱ)　講習・研修内容の充実

(a)　オンライン新規講習の実施

・　新規講習については、従来からの実地講習に加えオンライン講習を実施、より充実した受講環境の整備を積極的に推進する。

(b)　接客研修の充実

・　高齢者、身障者に対する接客の充実と向上を図るため、ユニバーサルデザインタクシー車両を使用したより実践的なバリアフリー研修を実施する。

・　万博開催などで多くの外国人旅行者が大阪を訪れタクシーを利用することが予想されることから、引き続き、外国人講師による外国語講座を開催する。

(c)　交通安全対策講習会の実施

タクシー運転者の高齢化をはじめとした、タクシーの交通事故防止対策を考察し、認知機能検査体験及び指導、助言のポイント等を解説することを目的とした交通安全対策講習会を実施する。

(d)　高齢運転者安全運転研修及び個別研修の実施

・　「タクシー運転者のクオリティーアップと高齢者対策」に基づく研修については、高齢運転者安全運転研修、地理習熟及び接遇サービス向上研修を実施する。

・　俊敏性検査機器(クイックアーム・クイックステップ)による、受講者の俊敏性年齢を測定、事故防止のポイントを解説する交通安全研修を実施する。

・　運転者の疲労回復、健康促進を目的として開発された「プロドライバーのためのHAKI!HAKI!体操」を実施する。

(ｲ)　教材の充実と活用

各種研修教材の充実を図るとともに、タクシー事業者が実施する運転者教育を支援するため、視聴覚教材「交通安全教育用 DVD ビデオ」の貸出を無償で行う。また、俊敏性検査機器を用いた出張研修等に取り組む。

(ｳ)　指導主任者(補助者)研修の実施

各事業者の指導主任者(補助者)を対象に、タクシー運転者の資質を高め、輸送サービスの向上を図ることを目的とした研修会を開催する。

(ｴ)　講習・研修予約システムの導入

快適な受講環境を提供するために令和７年１月から開始した講習・研修受講日の完全予約制に伴う予約システムを導入する。

(ｵ)　講習・研修実施計画

講習・研修は、［講習・研修実施計画］（次頁）のとおりとする。

［講習・研修実施計画］

種　別	対　象		令和７年度 計画人数	令和６年度 見込み人数	令和５年度 実績人数	受講料
新規講習 （３日間）	新たに運転者として採用された運転者	特定指定地域 ［大阪府Ａ］	3,000 (200)※	3,300	2,892	1,800
		単位地域 ［大阪府Ｂ］	250 (20)※	310	229	7,300
新規講習 (1日間・地理)	特定指定地域又は指定地域のタクシー事業者から異動してきて新たにタクシー運転者として採用された運転者	特定指定地域 ［大阪府Ａ］	40	20	33	1,500
		単位地域 ［大阪府Ｂ］	30	22	31	1,500
命令講習 (2日間)	タクシー業務適正化特別措置法第 18 条の２の規定に基づく講習の命令を受けた運転者	特定指定地域 ［大阪府Ａ］	5	0	0	1,500
		単位地域 ［大阪府Ｂ］	5	0	0	6,000
現任運転者研修	特定指定地域[大阪府Ａ]内のタクシー事業者間で異動した運転者（２日）		50	50	64	1,500
自主研修	特定指定地域[大阪府Ａ]内のタクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者(措置要綱に基づく研修を含む)	1日	430	430	432	1,500
		自主	130	130	129	1,500
		措置	300	300	303	1,500
自主(バリアフリー)研修	タクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者	特定指定地域 ［大阪府Ａ］	300	400	325	300
		単位地域[大阪府Ｂ・その他の地域含む]	80	140	87	1,300
出張バリアフリー研修	事業者団体及び事業者から要請を受けて事業者団体及び事業者の区域における研修受講者	特定指定地域 ［大阪府Ａ］	5	0	0	300
		単位地域[大阪府Ｂ・その他の地域含む]	15	15	18	1,300
高齢運転者安全運転研修	ニンタク制度に基づく研修の受講を申し出た運転者	特定指定地域 ［大阪府Ａ］	100	80	108	3,500
		単位地域 ［大阪府Ｂ］	60	60	64	4,000
地理習熟・接遇向上研修			5	5	0	1,500
指導主任者(補助者)研修	指導主任者及び補助者		100	66	69	1,500
特別(外国語)講座	外国語講座の受講を申し込んだ運転者 英語(年３回(初級編２回、実践編１回))		30	30	30	2,500
高齢運転者交通安全対策講習会	タクシー事業者の指示により受講を申し出た管理者		36	32	33	－
タクシー運転者オンライン接客英語研修	タクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者		10	5	13	－
職域研修	事業者の区域における研修受講者		1,300	1,356	1,389	センター規程による
合　計			5,851	6,321	5,817	－

※はオンライン講習の受講者数で再掲

⑶　苦情調査と遺失物調査

タクシー利用者からの苦情・要望については、電話による申告またホームページからは24時間体制で受付し、受理した内容については速やかに調査等を行い適切に処理して、輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的に実施する。

(ｱ)　苦情処理方針

(a)　苦情及び要望の取扱い

受理後速やかに当該事業者に対して調査を要請し、措置要綱に基づく報告書の提出を求め、公平・中立に調査し、違反事実が確認された場合は再発防止に向けた指導を行う。

特に悪質重大な事案については、事業者に来所を求め事実関係の報告を受けた上で再発防止に向けた指導を行う。

また、指導に至らない場合であっても、改善点を認めた際は、当該事業者に対して、安全・安心・利便性向上方策を提案し、さらに受理した苦情及び要望については、集約して分析し、センター通信、一水会等を通じて事業者等に周知する。

(b)　措置要綱に基づく原簿の管理

街頭指導において現認した違法行為、苦情処理において確認した違法行為については、措置要綱に基づき法人タクシー事業者原簿、個人タクシー事業者原簿及び法人タクシー運転者原簿に違反点数を登載し、同要綱に基づく違反点数に達した場合は近畿運輸局へ報告するとともに、当該法人タクシー事業者等へ通知するなど、確実な原簿管理を行う。

(ｲ)　遺失物調査の取扱い

(a)　遺失物調査の休止

警察の遺失物システム制度化により、全ての遺失物情報が警察で一元化されていることから、当センターが関与する余地はほぼ無く、センターでの発見率は激減しており、利用者に対して警察への届出や遺失物の取扱いの情報提供を行うこととし調査を休止する。

(b)　利用者への注意喚起

タクシー運転者による利用者への声かけや車内確認、利用者が見やすい位置へのタクシーカードの備付けや４か国語（日本語・英語・中国語・韓国語）表記による忘れ物の注意を促す「車内貼付用ステッカー」を新たなデザインで作成し貼付及び遺失物早期発見に有効な領収書発行促進などについて、引き続き、事業者及び運転者へ要請する。

(ｳ)　苦情事例集・感謝事例集の発行

タクシー利用者からのタクシー運転者に対する苦情申告内容を取りまとめた「苦情事例集」、タクシー運転者による親切善行等を取りまとめた「感謝事例集」をそれぞれ年１回作成し、ホームページで公表する。

なお、同事例集は、センターでの研修に活用するほか、タクシー事業者に対して社内教育等での活用を要請する。

⑷ タクシー乗場の設置及び運営

タクシーを安全かつ快適に利用していただくために、タクシー乗場の一層の整備、充実を図る。

(ｱ) 現況

利用客の利便性や安全性に留意した乗場を設置するとともに、乗場標識や上屋等の整備、また、既設タクシー乗場等の利用状況に留意しながら、乗場の見直し及び乗場施設等の改善に積極的に取り組み、一方、利用度が著しく低く標識等の老朽化が認められる乗場については、廃止を含めた整備を実施する。

(ｲ) 取組

(a) タクシー乗場の新設

駅前整備に伴う北大阪急行線・緑地公園駅（西側）にタクシー乗場を新設する。

(b) 乗場施設の整備

御堂筋における側道歩行者空間化に向けた整備に伴う本線車道部分への統合については、関係機関と連携し、利用客が安全、かつスムーズに乗車できるように乗場の整備を実施する。

(c) 乗場標識等の計画的な整備

経年劣化した乗場標識の取替えを含め、ピクト化への推進を計画的に実施する。

(d) 乗場の見える化の取組み

万博開催に伴い外国人観光客等にストレスなくタクシーを利用していただくため、ターミナル等周辺タクシー乗場に設置しているカメラ映像情報を活用し、乗場情報提供（乗場の見える化）及び同情報を活用しタクシーと利用客のマッチング効果を高め、タクシー乗場における混雑の緩和に取り組む。

○ タクシー乗場の設置・見直し等実施計画

推進事業	実施内容	実施場所
乗場の新設 （１か所）	豊中市による緑地公園駅(西側) 道路整備に伴う乗場の新設	北大阪急行 緑地公園駅（西側） （標識の設置） ＊令和７年度中 完成予定
乗場の整備 （１か所）	堺市による栂・美木多駅(南)前 広場整備に伴う乗場の整備	泉北高速 栂・美木多駅（南）駅前広場 （標識・上屋の整備） ＊令和７年４月 運用開始予定
標識の整備 （１０か所）	乗場標識の補修 (ピクト標識への変更)	①〔上町筋〕上六三和会館前、②〔玉造筋〕第二大阪警察病院前、③〔長堀筋〕心斎橋プラザビル前、④〔長堀通〕心斎橋タワービル前、⑤ＪＲ芦原橋駅、⑥ＪＲ塚本駅、⑦地下鉄中央線・深江橋駅、⑧〔千日前通〕三菱ＵＦＪ銀行・上六支店前、⑨南海汐見橋駅、⑩ＪＲ新大阪駅(北口)
乗場の廃止 （４か所）	利用実態調査による廃止の検討	①〔御堂筋〕大阪ガスビル前 ②地下鉄四つ橋線・四ツ橋駅前 ③沢井製薬前（赤川） ＊利用実態を調査のうえ決定
	ＪＲ高槻駅(西口)駅前ロータリー 整備に伴う廃止	④ＪＲ高槻駅（西口）駅前 ＊高槻市の整備計画
標識・上屋の補修整備 （災害対策及び老朽化対策）	標識・上屋の補修	災害により破損した標識・上屋及び老朽化した標識・上屋の補修
乗場施設の整備	誘導案内表示等の整備	万博開催に伴う関連整備、ＪＲ新大阪駅、大阪国際空港等

⑸　調査及び広報

(ｱ)　調査

(a)　利用者に対するアンケート調査

タクシー利用についての利用者意識と利用状況等を把握するため、利用者を対象としたアンケート調査を実施する。

調査方法は、主要ターミナルや繁華街等の乗場で、はがきの配布による調査とセンターホームページ上のＷＥＢ調査により行い、その結果をホームページに公表する。

(b)　タクシー利用状況調査

タクシー乗場の適切な運営及び利用者利便向上のため、特定指定地域内の主要タクシー乗場 10 箇所[注]において、タクシー利用旅客の輸送回数や時間別・行先別の輸送状況等を把握するため調査を実施し、過去５年間の調査結果と比較分析した資料をホームページに公表する。

注：主要タクシー乗場 10 箇所

・JR 新大阪駅・北大阪急行千里中央駅・阪急大阪梅田駅・JR 大阪駅

・南海なんば駅・南海堺東駅・近鉄大阪阿部野橋駅・京阪京橋駅・JR 天王寺駅

※ なお、令和７年度は、万博開催期間中であることから、必要により、調査箇所を新たに設置することも検討する。

(ｲ)　広報

(a)　業務統計(月報)の公開

毎月の業務実績を取りまとめ、翌月のホームページで提供する。

(b)　ホームページの運営

リニューアルしたホームページで業務内容の紹介、定款、事業計画及び予算等の情報公開、苦情や忘れ物に係る受付、各種調査結果を掲載している。情報内容を利用者の利便性を考慮した情報提供や事業者が必要とする情報等の発信ツールとする。

(c)　センター通信の発信

ＦＡＸ、インターネットを活用し、警察からの交通情報、道路管理者からの道路情報、センターからの情報などを確実かつ速やかにセンター通信を発信する。

○　(ｱ)(a)・(b)、(ｲ)(a)は、センターホームページ（広報・各種資料）に公開
(https://www.osaka-tc.or.jp/statistics.php)

⑹　優良事業者等評価制度

大阪市域交通圏及び北摂交通圏に営業所を有するタクシー事業者を対象に、業務の適正化を図り、輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的とした同制度の推進に努める。

なお、更なる利用者の利便の向上を図るため、利用者の意見を収集するための調査、優良運転者の増員を図るための方策に取り組むとともに、利用者へ制度の広報を引き続き行う。

○　優良事業者等評価制度

区別＼年度		令和７年度 計画数	令和６年度 実績数	令和６年度 対象数	令和５年度 実績数
法人	認定事業者	185	89	190	93
	優良運転者選定事業者	－	28 注1	－	37
	登録運転者	16,000	8,523	15,046	9,050
	選定運転者	－	730 注1	－	955
個人	事業者	2,200	2,253 注2	－	2,306 注3
	表示票交付事業者	1,500	1,756	－	1,766

注１：法人タクシー事業者・運転者の令和７年１月末現在
注２：個人タクシー事業者の令和６年 12 月１日現在
注３：個人タクシー事業者の令和６年４月１日現在

⑺　優良運転者表彰

利用者に対する親切善行、交通事故による負傷者や急病人の輸送等による人命救助、犯人逮捕の協力などタクシー運転者の模範となる行為を顕彰する。

なお、表彰対象者には、表彰状の授与と記念品の贈呈並びにタクシー車内に掲出する「優良運転者章」「優良個人タクシー事業者章」を交付する。

令和７年度は、４月に表彰式を挙行することとしている。

○　優良運転者表彰

種別＼年度	第 22 回・令和６年度 受賞者数	第 21 回・令和５年度 受賞者数
法人タクシー運転者	13(7)	21(11)
個人タクシー事業者	4	5
受賞運転者合計	17(7)	26(11)

(　)内は、法人事業者数を示す。

2　登録事務等事業

国土交通省所管の登録ネットワークシステムを適切に運用し運転者の登録等の事務を推進する。

○　登録事務等事業実施計画

［大阪府Ａ地域］

項目＼年度			令和７年度 計画人数	令和６年度 見込み人数	令和５年度 実績人数	令和４年度 実績人数	手数料
有料	登録の申請		3,200	3,800	3,096	1,500	2,000
	登録運転者証の交付等	運転者証交付	4,200	4,800	4,451	2,823	2,000
		運転者証訂正	3,300	3,400	3,805	3,805	1,300
		運転者証再交付	30	200	211	29	2,000
		一括再交付	0	192	43	－	1,000
	事業者乗務証の交付等	事業者乗務証交付	120	120	116	150	2,000
		事業者乗務証訂正	550	500	578	641	1,300
		事業者乗務証再交付	10	120	126	6	2,000
		一括再交付	0	34	0	0	1,000
	謄本交付等	謄本交付・閲覧	40	30	42	44	450
	業務経歴証明		40	30	65	67	450
合　計			11,490	13,226	12,533	9,065	－

［大阪府Ｂ地域］

項目＼年度			令和7年度 計画人数	令和6年度 見込み人数	令和５年度 実績人数	令和４年度 実績人数	手数料
有料	登録の申請		260	310	259	143	2,000
	登録運転者証の交付等	運転者証交付	300	260	305	181	2,000
		運転者証訂正	420	340	379	418	1,300
		運転者証再交付	3	10	9	4	2,000
		一括再交付	0	0	0	－	1,000
	謄本交付等	謄本交付･閲覧	0	0	0	0	450
	業務経歴証明		0	0	0	0	450
合　計			983	920	952	746	－

○　運転者登録者数等

項目＼年度		令和６年度 見込み人数	令和５年度	令和４年度	令和３年度	令和２年度
大阪府Ａ	登録運転者数	22,000	20,359	19,506	20,450	21,619
	運転者証交付数	18,500	17,074	16,028	16,696	17,872
	（個人代務）	1	0	0	1	0
	事業者乗務証交付数	2,200	2,320	2,413	2,501	2,567
大阪府Ｂ	登録運転者数	2,310	2,167	2,188	2,329	2,453
	運転者証交付数	1,980	1,840	1,815	1,869	2,037

３　試験事務事業

法令、安全、接遇に係る学科試験を適切かつ公正に試験事務を実施する。

○　法令・安全・接遇に関する試験

試験＼年度	令和７年度 計画人数	令和６年度 見込み人数	令和５年度 実績人数	令和４年度 実績人数	受験料
法令・安全・接遇に関する試験	3,200	3,400	3,023	1,502	3,400
地理に関する試験	－	－	3,328 注	1,932	3,400

注：令和６年２月 29 日付けで、地理に関する試験は廃止

Ⅲ　収益事業

１　登録用写真事業

運転者証・事業者乗務証の交付申請等に必要な証明写真事業の運営を行う。

年度／項目	令和７年度計画数	令和６年度見込み数	令和５年度実績数	撮影料
撮影件数	6,700	7,500	7,590	1,000（3枚1組）

２　教材等販売事業

登録、研修並びに優良事業者等評価制度関係の販売事業を行う。

○　登録関係

年度／種類	令和７年度計画数	令和６年度見込み数	令和５年度実績数	販売価格
運転者証用ケース（ポリカーボネイト）	2,400	3,100	3,739	350

○　研修関係

年度／種類	令和７年度計画数	令和６年度見込み数	令和５年度実績数	販売価格・手数料
研修教本[注1]	10冊	5冊	21冊	800
乗務員マニュアル[注1]	10冊	25冊	41冊	300
コミュニケーションシート[注1]	30枚	25枚	20枚	200
地理の手引き[注2]	3,000冊	3,300冊	2,965冊	800
ＵＤテキスト[注2]	3,300冊	3,700冊	3,409冊	1,500
４か国語表記ドア開閉ステッカー	30枚	500枚	290枚	50
証明・謄本等	300件	400件	183件	100

注１　「研修教本」「乗務員マニュアル」「コミュニケーションシート」は研修時に配布
注２　「地理の手引き」「ＵＤテキスト」は講習時に販売

○　優良事業者等評価制度関係

年度／種類	令和７年度計画数	令和６年度実績数	令和５年度実績数	販売価格
優良表示票（マグネットシート）	2,000	202	112	150
優良表示票（カード）	2,000	192	106	30

注：令和６年度実績数は、令和６年12月末現在。なお、優良表示票は、令和６年度に新たに購入された枚数であり、認定運転者数とは合致しない。

３　共同休憩所運営事業

タクシー運転者の福利厚生を目的に設置している桜川共同休憩所の運営を行う。

○　共同休憩所設置状況

名　　称	所 在 地	敷地面積	建物の構造等	座席数等	駐車台数
桜川共同休憩所	大阪市浪速区 桜川 3-7-18	992.13 ㎡	鉄骨２階建		
			1階 食堂他	―	一般車用 10 台
			2階 休憩所/トイレ他	2階休憩所 20 席(7 テーブル)	タクシー用 20 台

４　賃貸事業

センター４階事務室及び桜川共同休憩所１階部分の賃貸事業を行う。

５　自動販売機による飲料等販売事業

センター１階駐車場・２階休憩室内、桜川共同休憩所に設置している自動販売機の運営を行う。

Ⅳ　その他事業

１　誘導案内整理事業

ＪＲ新大阪駅等に設置した案内表示板や乗場直近に導入した路面誘導サインの改良など利用客の利便性向上に努めタクシー乗場の一層の整備、充実を図る。また、利用者の誘導案内業務で配置する乗場案内人は、下記のとおり多客繁忙期に加え、万博開催中に限定した案内人を配置し来阪される旅客の利便性の向上に取組む。なお、大阪国際（伊丹）空港の案内人配置についても関係機関と協議の上、検討することとする。

○　乗場案内人の配置

配置場所	配置時間	配置人員	配置日
ＪＲ新大阪駅	14:00～22:00	1	金曜・土曜・日曜・祝日・ゴールデンウィーク他
〃	9:00～14:00	1	令和７年４月 13 日(日)～令和７年 10 月 13 日(月)

２　適性診断事業

旅客自動車運送事業運輸規則に規定されている、初任診断・適齢診断・特定診断Ｉの診断事業を実施する。

○　適性診断

種別＼年度		令和７年度 計画人数	令和６年度 見込み人数	令和５年度 実績人数	診断料
旅客自動車運送事業運輸規則に規定されている適性診断	初任診断[注1]	600	620	637	4,500
	適齢診断[注2]	880	900	994	4,500
	特定診断Ｉ[注3]	12	4	5	9,000
合　計		1,492	1,524	1,636	

注１　初任診断：新たに雇い入れたタクシー運転者が対象
注２　適齢診断：65 歳以上のタクシー運転者が対象
注３　特定診断Ｉ：重大事故を惹起した運転者が対象

３　インターナショナルビジターズタクシー事業

運転者の認定に係る外国語・観光・接遇などの実務研修と認定試験を実施する。

また、研修所において開催している外国語研修を受講した運転者や実務研修を受講した運転者などを対象としたにオンラインよる英語研修を実施する。

○　認定に関する実務研修・認定試験・認定運転者

種別＼年度	令和７年度 計画人数	令和６年度 実績人数	令和５年度 実績人数	手数料
実務研修受講者	30	26	4	5,000
認定試験受験者	30	21	3	2,000
認定運転者	30	16	3	－

○　オンライン(スカイプ)研修

対　　象	令和７年度 計画人数	令和６年度 実績人数[注1]	令和５年度 実績人数[注2]
外国語(英語)講座を受講した運転者を対象に、外国人旅行者に対してタクシー運転者として必要な会話ができることを目指し、スキルアップを希望する運転者 (毎月１回(無料))	12	7	46

注１：令和６年 12 月現在

注２：令和５年度は年間４クール実施

Ⅴ　組織と運営

１　組織体制

令和７年度の組織体制は次のとおりとする。

年度／課所	令和７年度 計画数(人)	令和６年度 計画数(人)
役員	2	2
総務課	6	6
企画課	3	3
登録課	3	3
研修所	8	8
指導業務課	３２	３３
乗場管理課	3	3
合計	５７	５８

２　職員の健康管理

定期健康診断の受診やメンタルヘルス対策を行い、心身の健康状態の把握と健康管理に努める。

３　職員の職務能力の向上

知識や技術を向上させるための外部講座の受講や職場内研修を実施する。

４　事業継続体制の確立、本部建物・設備の整備

⑴　事業継続計画（BCP）の策定

自然災害発生時等の緊急事態に際し、事業の継続や早期復旧を図るため、事業継続計画（BCP）を策定するとともに、本計画を実効性のあるものとするため、必要な教育、訓練を実施する。

⑵　本部建物・設備の整備

老朽化が進む箇所の修繕及び経年劣化が進む空調設備の更新を計画的に行うと共に、センター内のＷＥＢ環境の構築のために必要な機器を整備・刷新し、さらに業務の効率化・省力化を図るために帳票の電子化による情報共有を推進し生産性を高める。

５　公認会計士等による監査

決算書が、公正妥当と認められる公益法人会計基準に基づいて適正に作成されていることの確認を受けるため、公認会計士による監査を受ける。なお、令和７年４月から改正公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人法」という）の施行による公益法人会計基準、ガイドラインの見直しについて助言を得ながら適切に対応する。

６　公益法人法の改正

改正公益法人法のポイントである

１　財務規律の柔軟化・明確化

２　行政手続きの簡素化・合理化

３　透明性・信頼性向上

に基づいて、より柔軟かつ効率的に運営を行う。